

早大・日米研究所 貿易枠組み研究会
第6回研究会 2013年12月20日

**アメリカ・オバマ政権の貿易戦略
TPP交渉・ルール分野への対応
—背景(07, 5月合意)・提案内容・
現状と今後—**

東洋大学名誉教授・日本農業研究所客員研究員
服部信司

TPP交渉・ルール分野に絞る理由

- TPP交渉が最終局面に入りつつある。
- 物品自由化とともに、ルール3分野(知財、環境、国営企業規制)が難関分野になっている
- ルール分野が関税削減問題と並ぶ難関分野になったことはガットーWTOではない。
- いずれも、アメリカの提案による。
- 提案内容・その背景・現状をできるだけ、明らかにする。

この作業がある程度可能になる

- TPP交渉：交渉内容はもとより、各国の提案内容も公表されていない。そのなかで、
- アメリカ議会調査局(CRS)が「TPPレポート」(6月17日)において、環境・労働・知財等についてのアメリカ提案の内容をある程度示し、その背景にも言及。
- 知財についての8月末時点の各国のポジション・提案(テキスト)がリーク。事態が明確に。

報告のポイント

- 以上を基に、
- アメリカのルール分野提案の背景（民主党議会指導部とブッシュ政権の07、5月合意）、
- 難関分野（薬剤知財、環境、国営企業）のアメリカ提案の内容、それに対する各国の反応、
- 現状（アメリカの一定の柔軟化、10月首脳会合、12月閣僚会合）と今後
について報告する。

アメリカのTPP対応の特徴

- 物品自由化: FTAのある国とは、物品自由化交渉を行わない。対豪州: 砂糖を無きずで保護する。(業界への強い配慮)
- ルール分野
 - (1) 環境・労働: 07, 5月合意に基づく。
 - (2) 国営企業規制: アメリカ経済界の強い意向による。

アメリカ・ルール分野提案の背景

2007年5月 合意

- 議会民主党指導部とブッシュ政権の間での米ーペルーFTA(2006)における労働権、環境保護、薬剤知財の追加・修正に関する合意
- 2006年4月、アメリカ・ペルー:FTAの妥結。
- しかし、民主党議会のもとで承認が滞る。
- 2007年5月10日、ブッシュ政権と議会民主党との間で、同FTAの修正について、次の内容で合意。

07、5月合意：労働

- ILO1988年宣言における「基本原則と労働権についての5つの国際労働原則」を実行する。
 - ①結社（組織）の自由、②雇用と職業における差別の廃止、③団体交渉の承認、④強制労働の廃止、⑤児童労働の廃止。
- 実行には強制性を伴う。
- 紛争処理・裁定を実施しない場合には、貿易制裁を課し得る（物品の場合と同じとする）。

07, 5月合意 環境

- 7つの多国間環境協定を順守する。
 - ①絶滅危惧品種の貿易についての協定
 - ②オゾン削減物資についてのモントリオール協定
 - ③アメリカ熱帯マグロ協定
 - ④湿地についてのラムサール協定
 - ⑤捕鯨規制についての国際協定
 - ⑥南極海洋生息資源の保全についての協定
 - ⑦海洋汚染についての協定。
- ・紛争処理手続き: 物品の場合と同じように、強制的にする。

07, 5月合意 薬剤知財

- 薬品の特許とデ-タ独占使用期間を含む必要
- 特に、臨床デ-タの独占使用期間:アメリカの場合(5年)と同じにする。
- 同時に、薬品の開発と人命を救う薬品へのアクセスを高めることとのバランスを実現する。
- 米・ペル-FTA
 - ①特許期間の延長はオプション(非拘束)。
 - ②後発薬剤の規制(禁止):緩やか。
 - ③デ-タ独占期間:5年。生物学的薬剤との区分なし。
米国での販売許可から半年以内にペル-での使用を認めれば、短縮し得る。

米ーペル-FTAとその後の米FTA

- 環境・労働:ペルーに対し、極めて厳しい。
薬剤知財:ペルー側の要請を受け入れている。
- 2007年6月25日、アメリカーペルー間で、5月合意に基づく修正について合意。12月アメリカ議会が承認
- 07, 5月合意(労働、環境)以降のFTA交渉:対コロンビア、パナマ、韓国の基準となる。
- TPPについても同様。
ただし、薬剤知財については5月合意とは異なる。

TPP交渉におけるアメリカの提案と各国の対応（－2013年8月末）（1）環境

- 提案

- （1）5月合意に基づく（同じ内容）。

- （2）プラス ①木材不法伐採の禁止

- ②漁業補助金の禁止。

- 各国（途上国だけでなく、アメリカ以外の国）：拘束条項を問題とし、反発。

アメリカ提案と各国の対応 (2) 労働

- 提案

- (1) 5月合意の内容

- (2) プラス

- 1) 最低賃金、労働時間、健康と安全について国内法を備える。

- 2) 労働法を輸出特区にも適用する。

- 各国(主として途上国): 強制条項に反対。

- カナダ: 罰金に変更することを提案。

アメリカ提案と各国の対応 (3) 薬剤知財

- 自国で新薬を販売した後、一定期間後に他国において販売申請すれば、5年以内の特許期間の延長が認められる。
- 新薬について開発会社に、少なくとも5年間の臨床データなどの独占使用権を認める(その間、後発会社は、そのデータを用いて、後発薬品を製造・販売し得ない)。
- (製薬会社は)生物学的薬剤(ワクチン、血清など)について12年間の独占使用期間を要請し、USTRはそれを各国に提示。

薬剤特許

(日本の場合:各国ほぼ同じ)

- 特許の申請 治験(臨床試験)を行う前の時点で出願。
- 特許期間:20年(出願時から)。
- 延長:日本は5年を上限に認めている。
- 臨床試験:動物・人、併せて8-15年。
- その後、審査。
- 出願から販売まで10-15年間を要す。
- 独占特許期間:5-10年(にすぎない)。
- ここから、データ独占使用期間の設定が生まれる

アメリカの提案と各国の反応

(3) 薬剤知財(続)

- マレーシア、シンガポール、ブルネイ、ベトナム、ペルー、チリ、豪州、NZの8カ国:
- 以上3点のすべてに反対。
- データ独占期間の設定自体が必要ないとする。
- 特に、途上国にとっては、安価な後発薬剤が不可欠なことから。
- 最も深い対立分野。

アメリカの提案と各国の対応(4)

国営企業規制

- アメリカの民間企業：国営企業が、国内外において民間企業に対し不公平な利益を得ることがないように規制を設ける必要がある→国営企業の優遇措置の廃止を要請。 通商代表部が応えた。
- 「3－5年で優遇措置を無くす」提案を行っていると
言われる。(この分野：ほとんど情報が出ていない)。
- 途上国が反対。マレーシアは10月まで会議にも出ず。
- 実態 ベトナム：7500の国営企業あり。マレーシア：上場企業の68%が国営企業。シンガポール：重要な位置を占める。

アメリカの提案と各国の対応(5) 小括

- 薬剤知財: 途上国+先進国 生命・健康上の問題から受け入れられない。
- 環境(・労働): 途上国の実態を前提にすれば実施の拘束性は受け入れがたい。
- 国営企業規制: 東南アジア諸国の実態から(「3-5年の期間」では)対応し得ない。
- アメリカ提案: 元はアメリカの環境団体、労働組合の要請。薬剤はアメリカ薬品業界の要請。それが、途上国・各国の現実に直面し、困難に陥った。

アメリカの変化

(1)フロマン通商代表の発言

- フロマン通商代表：9月9日、170人の関係者に対し、「年内に交渉をまとめるために困難な決断をしなければならぬ段階に入っている。誰もが、すべての決定に満足するものとはならない」。
- 途上国などの現実を踏まえて、「柔軟になる必要」を関係者に提起したもの。
- TPP首脳声明(10月8日)：「発展段階の多様性に配慮する、包括的でバランスのとれた協定を目指す」は、その延長上に出て来たものと見られる。

アメリカの変化

(2) 業界団体の抵抗

- 全米商工会議所・全国養豚生産者協会などビジネス9団体:9月18日、「TP交渉は、目標のレベルに遠く及んでいない。努力を倍増すべき」とし、フロマンを牽制。
- 両者のせめぎあいー調整が続いていると見られる。
- フロマンの行動も、ジグザグする。「低い水準の合意ならば、する必要はない」(11月)。
- しかし、アメリカが妥結しようとするれば、途上国ー8カ国の主張の根本を受け入れる以外にない。

アメリカの変化 (3) 薬剤知財の新提案 (2013、11月19-24日、主席交渉官会合)

- 主席交渉官会合においてノンペーパー提案。
- 先進国・途上国の2層に分ける。
- 先進国に対しては従来の提案＝米－豪FTAに準拠
- 途上国(世銀規定による): 各国の実情に基づく柔軟性。米－ペルーFTAに準拠。
- ただし、生物学的薬剤のデータ独占使用期間: 12年(この点は、薬剤業界への配慮を続ける)。
- アメリカは薬剤知財に関し、柔軟性を示す。

TPP12カ国の一人当たりGDP(2012年)

先進国(12,610ドル超)

途上国(12,610ドル以下)

豪州 67,300ドル

マレーシア 10,340

カナダ 52,300

メキシコ 10,060

シンガポール 52,000

ペルー 6,530

アメリカ 51,700

ベトナム 1,750

日本 46,700

ブルネイ 42,400

* 参考 韓国 22,600

NZ 38,200

中国 6,070

チリ 15,410

インド 1,500

アメリカ：マーケットアクセスで柔軟化せず

- 対豪州・砂糖：依然として、「FTAのある国とは交渉しない」として交渉に応じていない。
- 対NZ・乳製品：牛乳集荷団体フォンテラが独占組織であるとして、オプファー（具体的提案＝譲許）をしていない。
- 対日：自動車について、「係争中は関税削減を実施しない」として関税撤廃期限をむきげんに延期しつつ、重要品目を含む全品目の関税撤廃を要求。
- こうしたアメリカの中途半端な柔軟化が妥結交渉に入ることなく、12月の閣僚会合を終わらせた。

TPP交渉の今後

- 次回閣僚会合：1月22－25日、ダボスの可能性。
- アメリカが、環境・国営企業分野において、薬剤知財と同じ様な柔軟性を途上国に示しうるか。
- コアである物品の自由化において、アメリカのセンシティブ品目（対豪・砂糖、対NZ・乳製品）と日本のセンシティブ品目（農産物重要品目）について、柔軟性を示しうるか、に今後はかかる。
- その柔軟性の提起なしに、妥結への道筋はない。